



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表
平成25年10月18日

担当	大阪労働局労働基準部安全課
電話	06-6949-6496

墜落・転落災害撲滅へ

～大阪労働局が建設現場をパトロール
ゼロ災・大阪「安全見える化運動」

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、建設業における労働災害による死亡者数の減少を目指して、建設現場パトロールを実施する。

対象現場： 府中の建設現場
出発時刻： 10月18日（木）午前8時
出発場所： 大阪労働局

**台風接近のため
中止させていただきます。**

本年10月18日の建設業における死亡者数は、45人で昨年同期に比べ1人増加となっている。

このうち建設業における死亡者数は14人で、昨年同期と同数であるが、業種別では最も多く、全死亡者数の約32%を占めている。

建設業における14人の死亡災害をみると、墜落・転落災害が11人と最も多く、全体の約8割を占め、対前年同期比で2件（22%）増加している。

このため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の徹底を図り、死亡災害の減少を目指し、「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」の一環として、建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携し、現場パトロールを実施することとした。（別紙参照）

なお、墜落・転落による死亡災害が増加傾向にあることから、大阪労働局では、足場の組み立て・解体の安全作業、開口部周りの安全作業及び脚立使用時の安全作業を記した啓発用リーフレットを作成したので、今回の現場パトロール実施に際し、これを各現場に配付し、周知を図っていくものとする。

建設現場安全衛生パトロール実施要領

1 出発式平成25年10月24日(木)
式開始 12:45 出発 13:00

2 場所 大阪合同庁舎第2号館5階 共用J会議室
大阪府中央区大手前4丁目1番67号

3 パトロール班 9班(各班3~4名)

〈パトロール構成員〉

大阪労働局幹部職員等9名

建設業労働災害防止協会大阪府支部各役員24名

4 対象現場 府内の建設工事施工現場 14現場を予定

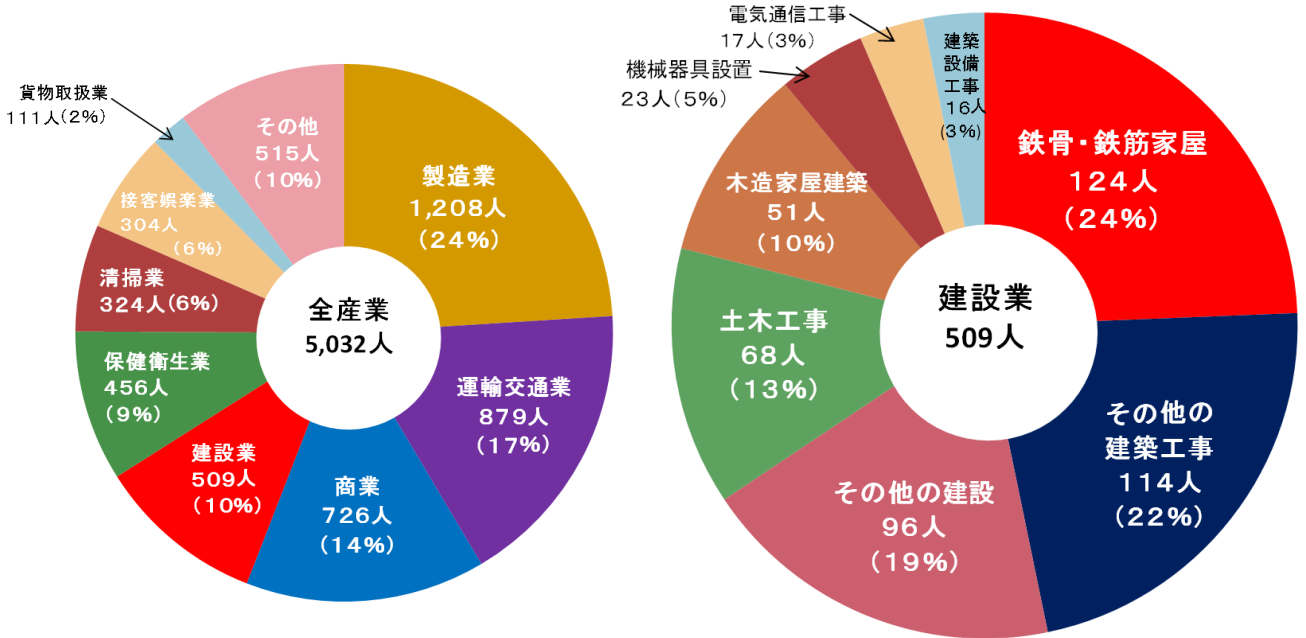
5 取材について

上記1の出発式について、取材を希望される報道関係の方は、10月24日(月)12:40までに共用J会議室(大阪合同庁舎2号館5階)にお集まりください。(受付開始 12:20)

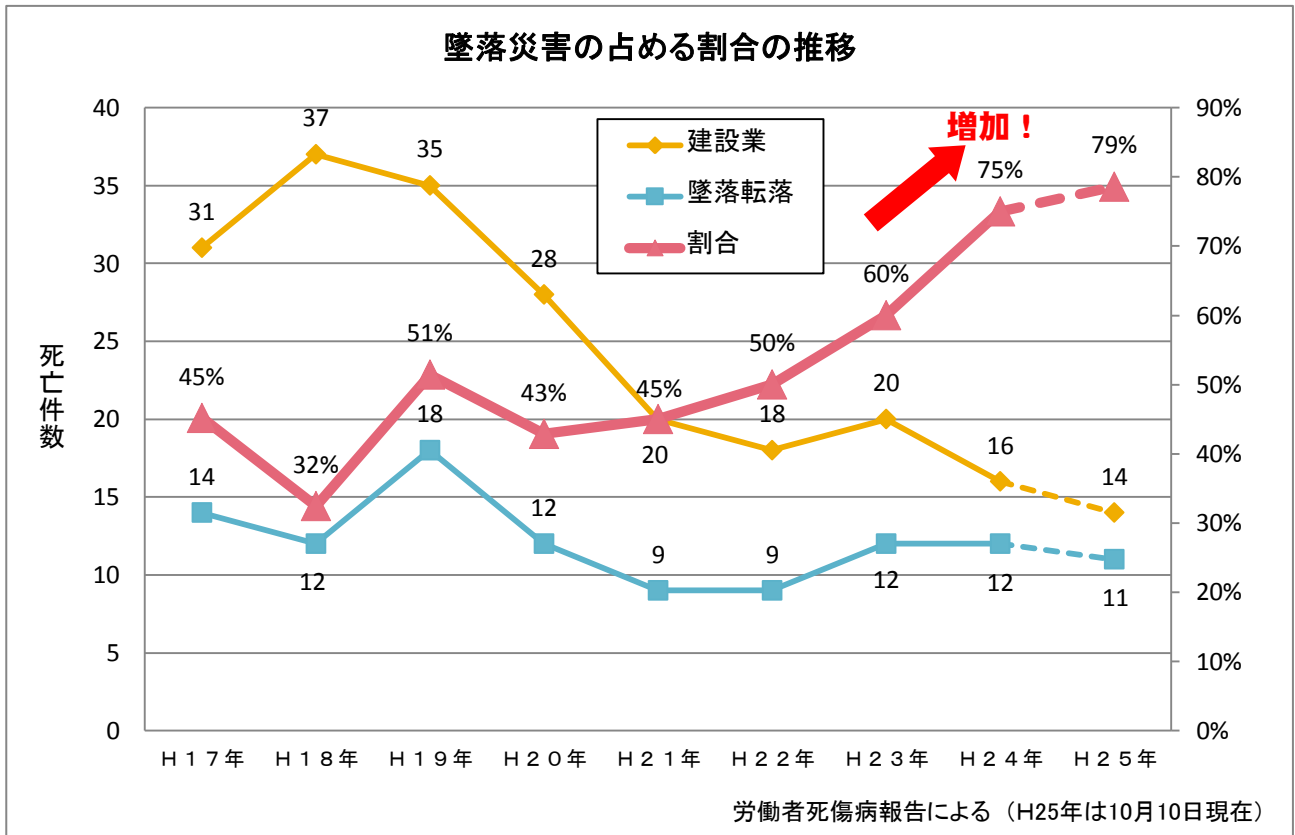
なお、パトロール対象現場での取材については、対象現場の了承を得ておりませんのでご遠慮願います。

建設業における労働災害発生状況

平成 25 年 業種別労働災害発生状況(大阪)
(休業4日以上死傷災害)



労働者死傷病報告による(平成 25 年 9 月末日現在)



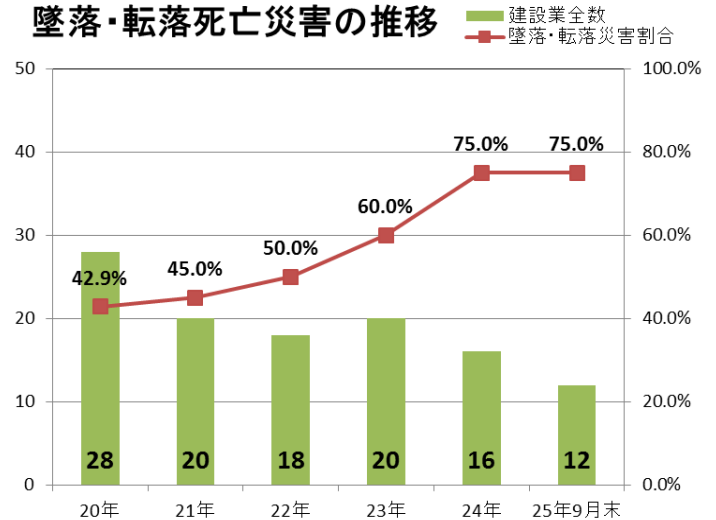
「墜落・転落災害」を防止するために!!

建設業における死亡災害は、長期的には減少傾向にあります。墜落・転落災害に係る割合は、年々増加しています。

「墜落・転落災害」は、開口部を塞ぐことや安全帯の使用などの簡単な防止対策を講ずることにより防ぐことができます。

また、安易に使用できる脚立などによる災害を防止するため方法を記載していますので、同種災害を防止するためご活用いただき、各事業場による自主的な労働災害防止対策をお願いします。

墜落・転落死亡災害の推移



平成25年 墜落・転落死亡災害発生概要 (建設業)

平成25年9月30日

大阪労働局 労働基準部 安全課

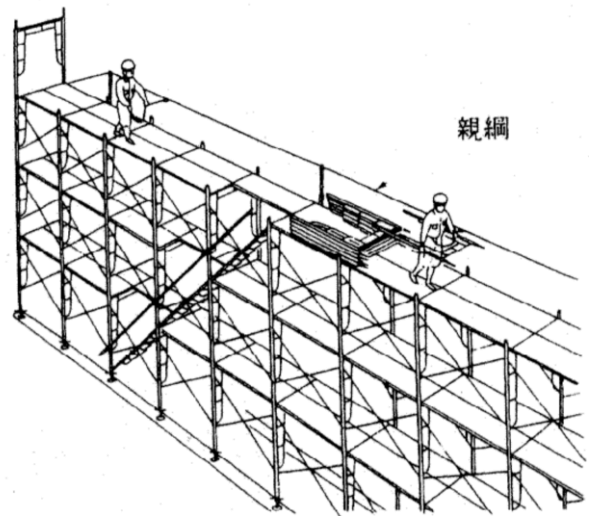
番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	起因物	発生状況
1	1月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業	男	60代	現場 作業員	20年	はしご等	改装工事でのエアコン撤去作業中、はしごに登り室外機を外そうとしたところ、受け台に固定しているナットが1本外れていないことに気づかず、強引に外そうと強く引っ張ったため、その反動ではしごから約2m下に墜落した。
2	3月	その他の建設業 ーその他	男	30代	防水工	14年	建築物、 構築物	被災者がビルの屋上で防水工事を行っていたところ、屋上の端部から墜落した。屋上の周囲には高さ27cmのバラベットの端部から墜落した。屋上の周囲には高さ27cmのバラベットの端部から墜落した。屋上の周囲には高さ27cmのバラベットの端部から墜落した。屋上の周囲には高さ27cmのバラベットの端部から墜落した。
3	5月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業	男	70代	鉄骨工	7年	足場	高さ1.8mのローリングタワー上において鉄骨継ぎ手部分のボルト付け作業を行っていた被災者が作業場所から移動中に墜落した。
4	5月	その他の 建築工事業	男	60代	金属製品 製造業	20年	建築物、 構築物	集塵機架台の床および手すりの取り付け作業中高さ3.7mの架台から墜落した。
5	5月	その他の建設業 ーその他	男	60代	とび工	35年	建築物、 構築物	4階建てのビルの屋上で広告看板の取付作業中バランスを崩し1.6m下に墜落した。
6	7月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業	男	30代	とび工	10年	作業床、 歩み板	養生単管の解体作業中、作業者が解体した長さ6m、重さ20kg(クランプ含む)の単管をステージ上で取り込もうとしたところ高さ90cmの手すりを乗り越え1.6m墜落した。
7	7月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業	男	10代	とび工	1年	足場	集合住宅修繕工事の足場組立て作業において12層目の足場上で定格荷重150kgのウインチでつり上げられた足場の資材を取り込む作業中に墜落した。
8	7月	電気通信 工事業	男	50代	電工	40年	はしご等	脚立を開き移動はしごとして使用し、はしご上で信号点検作業をしていた被災者がはしごから転落した。
9	9月	その他の 建築工事業	男	30代	とび工	2か月	足場	木造家屋の建築工事において足場設置作業中に高さ5.7mの設置中の足場から墜落した。



足場等の組み立て・解体時の安全作業

足場の組み立て・解体時には、作業主任者を選任することや、下記の事項に注意しましょう。

- 1 足場上での作業では、必ず親綱を先行して張り安全帯を使用しましょう。また、手すり先行工法を採用しましょう。
- 2 足場上には不要な資材は置かず、通路を確保しましょう。
- 3 組み立て時は、昇降階段を先行して取り付けて昇降しましょう。また、解体時は、出来るだけ昇降設備は後に解体しましょう。
- 4 作業場所は、上下作業を禁止し、下部は、立ち入り禁止措置を確実にいきましょう。
- 5 材料の荷揚げ・荷下ろしには、介しゃくロープを使用し、合図者を配置しましょう



開口部の安全作業

労働安全衛生規則第519条

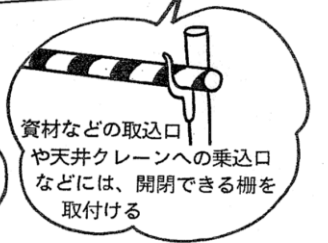
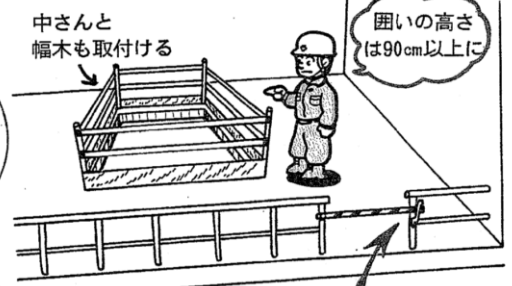
- 1 高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 前項の規定により囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

通路や作業床には開口部を作るな



作業床にすき間を作るな

開口部ができる所には囲いをする

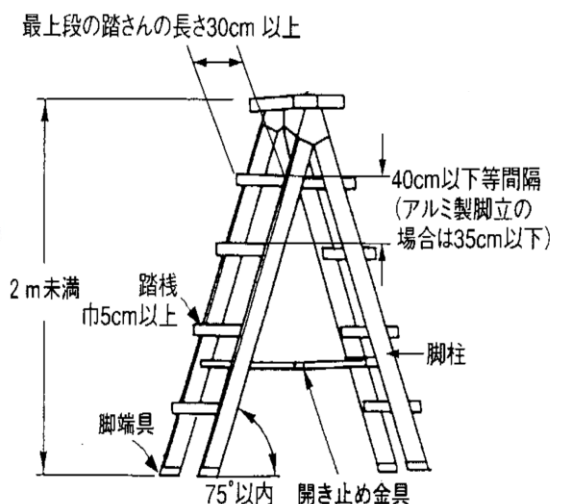


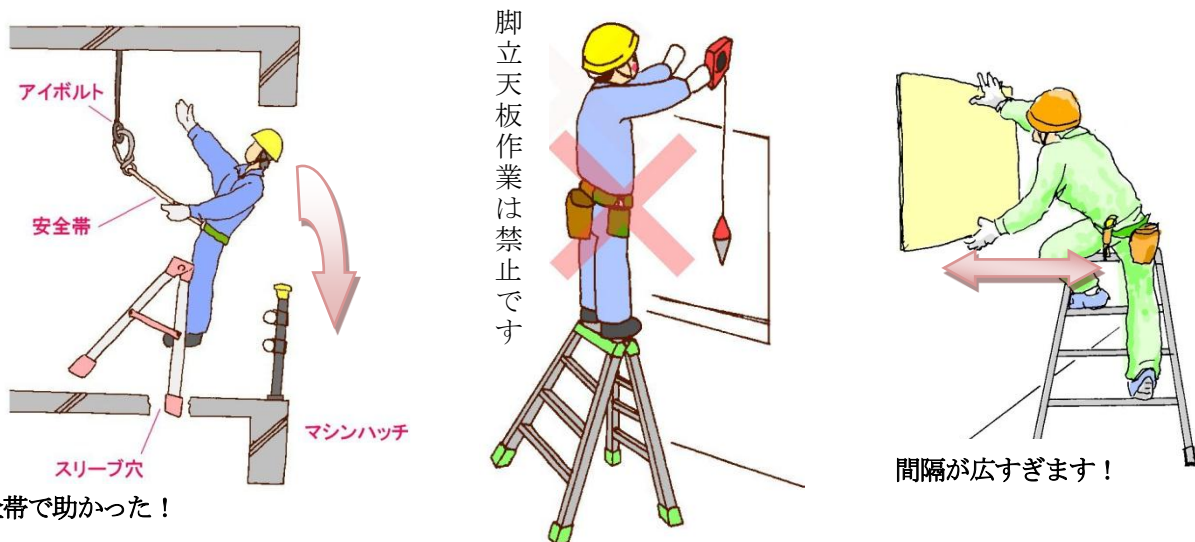
脚立使用時の安全作業

脚立〈労働安全衛生規則第528条〉

(参考) 仮設工業会「仮設機材認定基準とその解説」より

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下、かつ、折りたたみ式のものには脚と水平面との角度を確実に保つ金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。





脚立災害防止のための留意事項

1. 天板上で作業をしない
2. 脚立上で力作業、反動を伴う作業は行わない
3. 高さ2m以上の脚立は使用しない。(不安定になり危険)
4. 脚立と足場板を併用する場合は、足場板を3点支持とし、ゴムバンド等で固定する
5. 脚部支持地盤・床版の確認（めりこみ、スリーブ穴）
6. 脚部支持端具（ゴムキャップ）の確認（外れてガタつかないか、予備はあるか）
7. 手に物を持って昇降しない
8. 支柱を両手でつかんで昇降し、踏みさんに背を向けて降りない
9. 長靴、地下足袋等の靴底に泥や水、油の付着はないか確認する
10. 脚立の法規を守る



～建設現場の災害事例と安全作業のイラスト集～
工事安全イラスト都島工房 より

可搬式作業台の災害防止のための留意事項

1. 始業前に支柱の形状の確認及び機能の点検を行う
(天板、開き止め、折りたたみ金具、踏みさん、開脚・伸縮の固定機構部（ストッパー）など)
2. 足元の確認（支持床の強度・傾斜・凸凹・穴、床面の水濡れ）
3. 高さが1.5mを超える昇降は、手掛かり棒や支柱を両手で握って昇降し、踏みさんを背にして降りない
4. 単独使用が原則！（並べて使用すると、床にすき間ができる）
5. 天板上での脚立、はしご、架台使用の禁止
6. 天板を作業箇所の中心位置に据える（踏み外し防止）
7. 150kgを超えて積載しない（自分の体重も含めて）＝1人作業
8. 天板上で反動作業は行わない（反動作業は広い安定した作業床を確保する）
9. 人を乗せたまま移動しない、荷を乗せたまま高さ調節をしない
10. 作業箇所の照明確保 [粗な作業70ルクス以上＝新聞が読める明るさ]

移動はしごの安全作業

移動はしご〈労働安全衛生規則第527条〉

- 1 丈夫な構造
- 2 材料に著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め装置の取付けその他転移を防止するための必要な措置



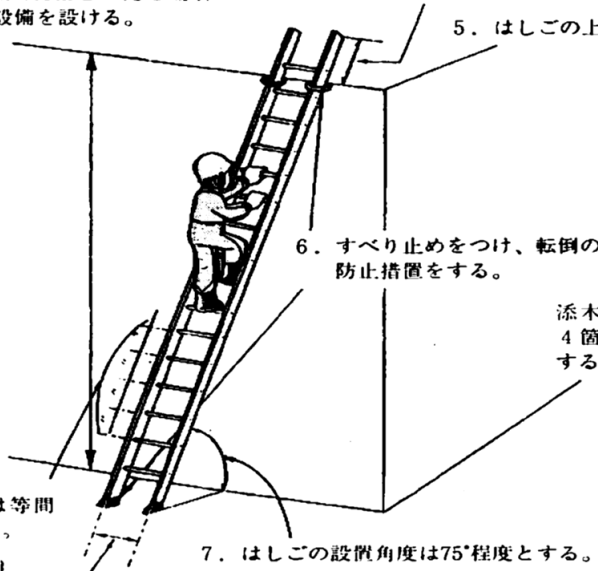
片手での昇降は危険です

墜落・転倒災害防止のポイント

1. 高さ、深さが1.5mをこえる場合
安全な昇降設備を設ける。

4. はしごの上端は上部床から60cm以上突出す。

5. はしごの上で反動のかかる作業をしない。



6. すべり止めをつけ、転倒の
防止措置をする。

添木の場合
4箇所固定
する。



1.5m以上

重ねの場合
2箇所以上固定する

これだけは なくそう 繰り返し災害
一起因物・型別による災害事例研究一
建設業労働災害防止協会大阪府支部より

2. 踏みさんは等間
隔に設ける。

25cm以上
35cm以下

7. はしごの設置角度は75°程度とする。

3. はしごの幅は30cm以上とする。

8. 物を持って昇降しない。

昭和43年6月14日付 安発第100号

- 1 「転位を防止するために必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。
- 2 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止し、やむを得ず継いで用いる場合には、次によること。
 - イ 全体の長さは9メートル以下
 - ロ 継手が重ねせ継手のときは、接続部において1.5m以上を重ね合せて2箇所以上において堅固に固定
 - ハ 継手が突合せ継手のときは1.5メートル以上の添木を用いて4箇所以上において堅固に固定
- 3 移動はしごの踏み棧は、25cm以上35cm以下の間隔で、かつ、等間隔に。

スレート屋根等の安全作業

墜落災害防止のポイント

1. 屋根へ材料を置く場合、足場板等を敷きつめ材料置き場の措置をしているか
2. 幅30cm以上の作業床(通路)を設けているか
3. 屋根への昇降設備はあるか
4. 屋根面で作業する場合、安全帯を使用しているか
5. 踏み抜きによる危険防止のために防網を張っているか
6. やむを得ず屋根端部で材料を上げおろしする場合、安全帯を使用しているか

これだけは なくそう 繰り返し災害
一起因物・型別による災害
事例研究一
建設業労働災害防止協会
大阪府支部より

労働安全衛生規則 抜粋 (スレート等の屋根上の危険の防止)

第524条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の踏み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。